

新	旧	備考
<p data-bbox="208 177 855 204">貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p data-bbox="383 225 680 252">日本機械輸出組合</p> <p data-bbox="304 272 759 300">日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合</p> <p data-bbox="568 368 954 395">平成13年4月1日 01-制度-00069</p> <p data-bbox="465 416 954 443">最終改正 平成21年 <u>3月25日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="109 563 954 1070">この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書」、「貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書」又は「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書」（以下「船舶特約書」という。また、以下3者を総称して「設備財特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（<u>附帯別表第4</u>）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条の輸出契約等（輸出契約又は貿易保険法第26条第1項及び第2項に基づき輸出契約若しくは仲介貿易契約とみなされるものをいう。以下同じ。）のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1.に該当する輸出契約等をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p data-bbox="517 1142 546 1169">記</p> <p data-bbox="147 1286 360 1313">1. 基本的引受基準</p> <p data-bbox="174 1334 954 1409">(1) 国際的取決めに基づく基準に適合しない輸出契約等については、原則として保険契約を締結しない。ただし、保険契約の締結を希望する者</p>	<p data-bbox="1077 177 1724 204">貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p data-bbox="1252 225 1550 252">日本機械輸出組合</p> <p data-bbox="1173 272 1628 300">日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合</p> <p data-bbox="1440 368 1825 395">平成13年4月1日 01-制度-00069</p> <p data-bbox="1337 416 1825 443">最終改正 平成21年 <u>2月2日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="981 563 1825 1070">この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書」、「貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書」又は「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書」（以下「船舶特約書」という。また、以下3者を総称して「設備財特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（<u>附帯別表第5</u>）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条の輸出契約等（輸出契約又は貿易保険法第26条第1項及び第2項に基づき輸出契約若しくは仲介貿易契約とみなされるものをいう。以下同じ。）のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1.に該当する輸出契約等をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p data-bbox="1386 1142 1415 1169">記</p> <p data-bbox="1021 1286 1234 1313">1. 基本的引受基準</p> <p data-bbox="1048 1334 1825 1409">(1) 国際的取決め<u>等</u>に基づく基準に適合しない輸出契約等については、原則として保険契約を締結しない。ただし、保険契約の締結を希望する</p>	

<p>からの申請により日本貿易保険が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成13年4月1日 01-制度-00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した輸出契約等については、この限りでない。</p> <p>(2)から(10)（略）</p> <p>2.（略）</p> <p><u>附 則〔平成21年3月25日〕</u> <u>この改正は、平成21年4月1日から実施する。</u></p> <p>[別紙1]以下（略）</p>	<p>者からの申請により日本貿易保険が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成13年4月1日 01-制度-00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した輸出契約等については、この限りでない。</p> <p>(2)から(10)（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>[別紙1]以下（略）</p>	
---	--	--